

重要事項説明書

【令和8年8月1日】

社会福祉法人 青い森
介護老人福祉施設 ことよりテラス

重要事項説明書

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 40 条号 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 介護老人福祉施設 ことよりテラスの概要

(1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 青い森
法人所在地	〒349-1133 埼玉県加須市琴寄 270-3
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 三浦 由希子

(2) ご利用施設

施設名称	社会福祉法人青い森 介護老人福祉施設 ことよりテラス
所在地	埼玉県加須市琴寄 270-3
事業種別	介護老人福祉施設 定員 100 人
指定年月日	平成 30 年 3 月 1 日
介護保険事業者指定番号	1173801323
施設長名	工藤 美賀子
電話番号	0480(53)6759
ファクシミリ番号	0480(53)6769

(3) ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	埼玉県知事の事業者指定		利用定員
	指定年月日	介護保険事業者指定番号	
短期入所生活介護	平成 30 年 3 月 1 日	1173801323	5 人（空床利用型）

(4) 事業の目的と理念

事業の目的	・入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスを提供すること。 ・入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことができるように支援すること。 ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り総合的なサービスを提供すること。
施設理念	■すべての人の尊厳を守り、人権を尊重いたします。 ■利用者本位の良質な介護サービスを提供いたします。 ■自己啓発と相互研鑽に励み人間性と専門性を高めることで、信頼される施設を築き、地域福祉に貢献いたします。 ■「私を叶える」 ■入居者の入居後の生活が、ひとりひとりの歩幅で居宅の暮らしの継続を叶えられるようにいたします。従事者は入居者の支援を通して介護への思いを叶えます。

(5) 施設の設備の概要

定 員……100 名	浴 室……一般浴槽 特殊浴槽	静養室……1 室	医務室……1 室
ユニット個室…… 100 室	機能回復訓練室…… 1 室	相談室……2 室	会議室……2 室

(6) 施設の職員体制（令和 7 年 4 月 1 日現在）

職 種	業務内容	基準人員数	職員数
管理者（施設長）	管理者は理事長の命を受け、職員を指揮監督して施設の業務を統括し、運営管理に万全を期す。	1 名	1 名
医師（嘱託）	・入居者の病状把握及び診察業務に関すること ・施設療養全般に関すること ・入居者等の健康管理及び療養上の指導に関すること	1 名	1 名
介護支援専門員	・介護サービス計画の作成に関すること ・施設処遇のモニタリングに関すること ・家族や地域全般との調整に関すること	1 名	1 名
看護職員	・医師の指導に従い入居者等に必要な医療措置を講ずること	3 名	（常勤換算で） 5.7 名
介護職員	・入居者等の保健衛生に関すること ・入居者の日常生活介護に関すること	34 名	（常勤換算で） 44.7 名
機能訓練指導員	機能訓練に関すること	1 名	1 名
管理栄養士又は 栄養士	・栄養ケアマネジメント計画の作成に関すること ・給食の献立及び給食記録の作成に関すること ・調理及び配膳に関すること ・給食に関する事務	1 名	2 名
歯科衛生士	口腔ケアに関すること		
生活相談員	・療養上の相談に関すること ・市町村との連絡調整に関すること	1 名	1 名
事務員	・一般庶務及びほかに関与しない事務等 ・会計経理に関すること		2 名

当施設の看護及び介護職員は、必要に応じて下記の時間帯において勤務を遂行いたします。尚、職員数により変動することがございます。

・看護職員

早 番	8:00～17:00	1 人
日 勤	9:00～18:00	3 人
遅 番	10:00～19:00	1 人

・介護職員

早 番	7:00～16:00	10 人
日 勤	9:00～18:00	10 人
遅 番	13:00～22:00	10 人
夜 勤	22:00～ 7:00	5 人

2 サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事時間について；朝食；朝食 8 時～10 時、昼食 12 時～14 時、夕食 18 時～20 時；ご本人様の状況をみてお食事をして頂いています。

③入浴

④生活全般の介護サービス

⑤機能訓練

⑥生活相談サービス

⑦健康管理

当施設では、年 1 回の健康診断、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック、投薬等医療的管理を行っています。また、診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は嘱託医への連絡等必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。

⑨安全管理

防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。ご本人様の居室にて使用されるカーテン等は防火耐火性にてお願いします。

⑩嗜好品の提供

当施設では、通常のメニューのほかに個人の嗜好に関わる特別な食事も用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途追加料金がかかります。

⑪預り金管理費及び支払代行

介護以外の日常生活に係る医療費・薬代・理美容費用等に関する支払代行を行います。但し支払い代行費として「預り金管理費」をお支払いいただきます。

⑫所持品等の保管

特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑬レクリエーション

当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑭入居中の医療の提供

医療を必要とされる場合、御契約者の希望により、下記協力医療機関において優先的な診察、入院治療を受けることができます。

医療機関名	医療法人社団 彩優会 栗橋病院
所在地	久喜市小右衛門 714-6 TEL0480-53-8686
医療機関名	医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院
所在地	久喜市上早見 418-1 TEL0480(26)0033
医療機関名	たかは歯科医院
所在地	羽生市上新郷 5708 TEL048(577)7811

⑮理美容サービス

当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

⑯その他のサービス

介護保険以外のサービスについてはご相談ください。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

3 利用料

①法定給付に関わる利用料

施設介護サービス費に対する利用料は、厚生労働省の定める基準に従うものとします。介護保険からの給付サービスを利用する場合は、ご利用者の所得に応じて1割・2割若しくは3割の利用者負担、残りが保険給付となります。請求金額は実際の費用総額の1割・2割・3割の金額です。

基本料金（1日あたりの金額） ※1単位=10.27円（6級地）

介護区分	介護サービス費	自己負担額(1割負担)	自己負担額(2割負担)	自己負担額(3割負担)
要介護1	6,880円(670単位)	688円	1,376円	2,064円
要介護2	7,599円(740単位)	759円	1,520円	2,280円
要介護3	8,370円(815単位)	837円	1,674円	2,511円
要介護4	9,480円(886単位)	910円	1,820円	2,730円
要介護5	9,807円(955単位)	981円	1,962円	2,942円

②加算料金等（該当する項目のみ頂きます） ※1単位=10.27円（6級地）

加算項目	内容等	単位数	自己負担額(1割)日額	自己負担額(1割)月額
初期加算・30日を超える病院又は、診療所への入院後に再入所した場合は、初期加算が算定されます。	入所後30日間算定	30	30円	
看護体制加算（Ⅰ）ロ	入所定員が51名以上であり、常勤の看護師を1名以上配置	4	4円	
看護体制加算（Ⅱ）ロ	定員が51名以上、看護職員数が常勤換算で25又は端数を増すごとに1以上かつ看護職員数に1を加えた数以上	8	8円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	夜勤職員の配置（2ユニットごと1名+0.9+見守り機器10%）	18	18円	
協力医療機関連携加算	① 入所者が急変した場合、医師・看護師が協力して相談対応を行う体制が確保している事 ② 高齢者施設からの診療の求めがあった場合等において、診療を行う体制を確保している事 ③ 入所者等の病状は急変した場合において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している事	80	80円	
退所時情報提供加算	入居者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。	250	250円	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している事 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めると共に、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している事 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している事	10	10円	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1度以上施設内にて感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている事	5	5円	

新興感染症等施設療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 ・現時点において指定されている感染症はない。	240/日	240 円	
業務継続計画未実施減算	感染所や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する事・未実施の場合に減算	3/100 減算	所定単位数の3/100 減算	
高齢者虐待防止の推進①	高齢者虐待防止措置未実施減算	1/100 減算	所定単位数の1/100 減算	
認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進 認知症推進加算（Ⅰ）	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発見を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。	150 単位/月	150 単位/月	
認知症推進加算（Ⅱ）	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発見を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。	120 単位/月	120 単位/月	
安全管理体制未実施減算（経過措置6ヵ月）	事故の発生また再発を防止するための措置の未実施	-5	-5 円	
安全対策体制加算（入所時に加算）	外部の研修を受けた担当者の配置、安全部門の設置及び体制	20		205 円
日常生活継続支援加算	入居者の介護度、自立度、経管栄養の利用の割合、及び介護福祉士の割合が一定以上	46	47 円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練計画に基づいた機能訓練	12	12 円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出	20	20 円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者の自立度Ⅲ以上が5割を占め、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置	3	3 円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を満たし、認知症介護指導者を1名配置、研修計画及び実施をすること	4	4 円	
入院または外泊加算	1ヵ月に6日間まで	246	252 円	
栄養マネジメントの未実施減算（経過措置3年）	栄養ケア計画に基づいた栄養管理の未実施	-14	-14 円	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し栄養管理を計画的に実施	11	11 円	
療養食加算（1食）	医師の指示のもと疾病に応じた療養食の提供	6	6 円	
経口移行加算	医師の指導に基づき経口での食事に移行する計画を実施	28	28 円	
経口維持加算（Ⅰ）	経口摂取入所者の内、誤嚥があると認定しうる入所者に関して経口維持計画を作成し管理する	400		410 円
経口維持加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定し、会議に歯科医師等が参加した場合	100		102 円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科衛生士が口腔衛生の管理を行う	90		92 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に加え計画の情報を厚生労働省に提出する	110		112 円
ADL 維持等加算（Ⅰ）	利用開始→6ヶ月目においてADL 値を控除し厚生労働省へ報告、平均した値が1以上	30		30 円
ADL 維持等加算（Ⅱ）	利用開始→6ヶ月目においてADL 値を控除し厚生労働省へ報告、平均した値が2以上	60		61 円
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を行う	300		308 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出	40		41 円

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の情報に加えて疾病の状況も提出	50		51 円
排せつ支援加算（Ⅰ）	状態について医師等が評価し6ヵ月に1度厚生労働省に提出、及び支援計画作成	10		10 円
排せつ支援加算（Ⅱ）	（Ⅰ）について改善及び悪化がない	15		15 円
排せつ支援加算（Ⅲ）	（Ⅱ）かつおむつ使用無に改善している	20		20 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	リハビリテーションを実施している施設の医師等から助言を受けた上で機能訓練指導員が計画を立てる	100		102 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	リハビリテーションを実施している施設の医師等が訪問して行う	200		205 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全確保、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減、ICT 化の促進が行われている	10		10 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員における体制により加算	22		22 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18		18 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6		6 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10		10 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡の発生と関連するリスクについて少なくとも3ヶ月に1回評価、厚生労働省へ提出	3		3 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（Ⅰ）に係る基準を満たし、結果褥瘡が発生するリスクがある入所者に褥瘡の発生がないこと	13		13 円
看取り介護加算（Ⅰ）	① 死亡日 45 日前～31 日前 72 単位 / 日 ② 死亡日 30 日前～ 4 日前 144 単位 / 日 ③ 死亡日の前日及び前々日 680 単位 / 日 ④ 死亡日 1,280 単位 / 日			
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例（令和3年9月30日までの上乗せ分）	基本報酬の合計単位数に0.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）ロ	算定した加算の合計単位数に、17.2 % を乗じたものを加算			

※加算料金に関して、自己負担月額料金は、別紙にて記載しています。

③居住費・食費：/¥

	居住費	食費
ユニット型個室	2,100 円～2,500 円	2,000 円

※負担限度額減額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額となります。

ただし、前途の外泊時費用算定期間を超えた外泊又は入院期間の居住費は、減額認定証の適用ができないため、超えた日数に関しましては実費のお部屋代をご負担いただきます。尚、空床期間に、入居者様及びご家族様の同意の上ではほかの利用者様が空床を利用する場合は、自己負担は発生いたしません。

※1～3 段階の方は、おやつ代として別途 100 円いただきます。

④運営基準（厚労省令）で定められたその他の費用

区分	金額	説明
特別室料金	500 円/日	ご家族様が一緒に宿泊される場合、居住費の他に、1 泊 500 円と食費実費をご負担いただきます。
預り金管理費	100 円/日	ご利用者様、ご家族様の代わりに、日常に係る支払い（医療費等）を、預り金より出金し管理いたします。

日用品費	200 円/日	歯磨き粉・口腔用スポンジブラシ・入れ歯用歯ブラシ・入れ歯用洗浄剤・コーヒー・紅茶・砂糖・クリーミー・保湿剤（ローション）・化粧水・居室用芳香剤・リンス ※特別な素材や個人の嗜好による日用品をご希望の場合、またご利用者様やご家族様が選択により利用される場合は、各自でご用意願います。
教養娯楽費	10 円/日	教養娯楽として日常生活に必要なものをご提供いたします。
コピー代	白黒 10 円 カラー 30 円	記録物等のコピー代です。
証明書代	500 円/枚	印刷代です。
写真代	100 円/枚	印刷代です。
電気代	30 円/日	テレビ・パソコン・電気毛布・アンカ・空気清浄機他
嗜好品（栄養補助食品）	30 円～/個	栄養補助食品等の実費を頂きます。（ご家族・ご本人様の希望の場合）
その他	実費	理美容費・クラブ活動費・レクリエーション費・衣類お直し代・福祉用具加工費・クリーニング代

4 利用料金のお支払方法

費用は1ヶ月ごとに計算し、毎月12日に前月御利用分の請求書を発行いたしますので、当月28日までにいずれかの方法でお支払いください。ただし、退居される場合は、退居日までの分をその都度請求いたしますので15日以内にお支払いください。

ア、下記指定口座への振込（恐れ入りますが振込手数料はご負担下さい）
 埼玉りそな銀行 幸手支店 普通預金 4307773
 （口座名） 社会福祉法人 青い森
 介護老人福祉施設 ことよりテラス
 理事長 三浦 由希子
 イ、ご指定の口座より自動引落し（事前手続き必要）

※介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をし、ご承諾をいただきます。

5 入退居の手続

（1）入居手続

まずは、お電話等でお申し込みください。

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に関護支援専門員とご相談ください。

（2）退居手続

①利用者のご都合で退居される場合

退居を希望する日の7日前までにお申し出ください。

②施設からの契約解除

・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（当月28日）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退居していただくことがございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。再三にわたる催促にもかかわらず、期日までに正当な理由無く利用料が支払われない場合、法的措置を講ずることもあります。

- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者の病状及び心身の状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供が困難と判断された場合、退居していただく場合がございます。
- ・利用者の行動が、他の利用者に安心して暮らす権利を脅かすような恐れがあり、十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合、退居していただく場合がございます。
- ・利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと思われる場合、退居していただく場合がございます。
- ・利用者が故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないと判断した場合、退居していただく場合がございます。
- ・利用者またはその家族等から法的介護サービス以外のサービスを不当に強要され、実施不能の由を伝えても尚、強要されるような場合、退居していただく場合がございます。
- ・利用者またはその家族等からサービス担当者が不当なセクシャル・ハラスメントや暴言、暴行等の干渉を受け、かつ注意により改善されない場合、退居していただく場合がございます。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入居した場合………その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退居していただくことになります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合………その翌日

④その他

上記①～③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降施設を利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

6 緊急時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。またサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。尚、事業者は下記の損害賠償保険会社に加入しています。

損害保険ジャパン日本興亜㈱

またご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

①	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	
	勤務先名	
	電話番号	

②	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	
	勤務先名	
	電話番号	

7 身体拘束の対応

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者および家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。別邸 暁は、身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

8 個人情報の保護

当施設の職員は業務上知り得た入居者又はご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示しません。この守秘義務は雇用契約終了後も同様とします。ただし介護保険サービスの為の市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは医療機関への療養状況を提供する場合には、当施設は入所者およびご家族から予め同意を得たうえで行うこととします。また利用者及びその家族等の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 施設利用にあたっての留意事項

食事	栄養管理を施した食事を提供します。食べ物の持ち込みは、健康管理及び感染予防上、原則禁止とさせていただきます。
面会時間	面会時間は 09：00～18：00 といたします。受付カウンターにある面会カードに必要事項を記入の上、事務室へ提出してください。
消灯時間	21：00 といたします。
外出・外泊	事務所にお申し出下さい。所定の届出書に必要事項を記入いただき、許可により外出・外泊をしていただきます。
喫煙	防火管理上、禁止とさせていただきます。
火気の取り扱い	防火管理上、禁止とさせていただきます。
施設・設備・備品の利用	本来の使用法に従ってご利用下さい。これに反した利用方法により破損が生じた場合、弁償していただく場合がございます。
所持品・備品等の持ち込み	収納スペースに限りがあるため、記名の上、必要最小限でお願いいたします。家具類の持ち込みは可能ですが、介護業務に妨げとならない範囲でお願いいたします。ご本人様の居室にて使用されるカーテン等は防火耐火性にてお願いいたします。
金銭・貴重品管理	原則自己管理をしていただきます。多額な金銭及び貴重品は所持されないようお願いいたします。
営利行為	他の利用者様にご迷惑が及ぶ行為、活動は一切禁止とさせていただきます。
宗教・政治活動	

10 苦情等申立先

○サービス内容に関する相談、要望、苦情等の窓口

当施設の入所サービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口で承ります。

- ・苦情受付担当者 生活相談員 宮本 航大 Tel0480(53)6759(代) (受付時間 09:00～18:00)
- ・苦情解決責任者 施設長 工藤 美賀子

当事業所以外にも下記の窓口でも受け付けております。

- ・第三者委員 斉藤 和夫 Tel0480(52)3401
- ・加須市高齢者福祉課 Tel0480(62)1111(代)
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 Tel048(824)2568(直)

11 嘱託医及び協力医療機関

協力医療機関	医療法人社団 彩優会 栗橋病院
所在地	〒349-1105 久喜市小右衛門 714-6
電話番号	0480-53-8686
診療科目	内科 胃腸科 消化器内科 循環器内科 皮膚科 外科 整形外科 形成外科 リハビリテーション科

協力医療機関	医療法人社団 埼玉巨樹の会 新久喜総合病院
所在地	〒346-8530 久喜市上早見 418-1
電話番号	0480(26)0033
診療科目	内科・消化器内科 呼吸器内科 循環器科 代謝・糖尿病内科 腎臓内科 神経内科 外科 心臓血管外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 乳腺外科 形成外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科

12 協力歯科医療機関

医療機関の名称	たかは歯科医院
医師名	高橋 和義
所在地	〒348-0041 埼玉県羽生市上新郷 5708
電話番号	048(577)7811

13 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 0480(53)6759 (09:00～18:00)

担当： 生活相談員 宮本 航大

14 公的機関窓口

加須市高齢者福祉課 Tel0480-62-1111(代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 Tel048(824)2568(直)

15 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、本書面に基づき重要事項説明書に記載される重要事項について説明を行ない、同意を得ました。

事業者

名 称 社会福祉法人 青い森
 介護老人福祉施設 ことよりテラス
 施設長 工藤 美賀子 ㊞

説明者

介護老人福祉施設 ことよりテラス
 生活相談員 宮本 航大 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供に同意いたしました。

利用者

住 所

氏 名

㊞

(署名代行者)

私は、本人に代わり上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

㊞